

鳥獸保護区等位置図



(注) 市町村の表記については令和7(2025)年11月1日現在です。

狩猟者の皆さんへ

近年、野生鳥獣の保護や狩猟時の危険防止に対する社会の関心が大変高まっており、狩猟者には、法令遵守やマナーの徹底が強く求められています。

また、狩猟者には、シカやイノシシなど農林業被害を起こす野生鳥獣の個体数を調整する役割も期待されています。

そのため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めにしたがって、事故の防止に細心の注意を払いながら、適正な狩猟の実施に努めるようお願いいたします。

銃器に係る特定猟具使用禁止区域（222箇所）

駅	名	所	在	地	期
A1	宇 都 宮 中 央	宇都宮駅、最遊市、上三川町	R	17.10.31	
A3	坂 本 ・ 篠 井	宇都宮市	E	16.10.31	
A4	芳 井 ・ 市 井 ・ 益 子	益子町、市井町、芳井町、茂木町	E	15.10.31	
A5	ロイヤルカントリー	宇都宮市	E	15.10.31	
A6	坂 本 山 ・ 西 田 井	異国町、益子町	E	11.10.31	
A11	東 国 道 京 都 中 心 リンク	茂木町、市井町	E	8.10.31	
A12	異 国 京 都	異国町	E	8.10.31	
A13	ニールズシティセンタークラブ	宇都宮市	E	9.10.31	
A14	宇 都 宮 大 酒 館	宇都宮市	E	9.10.31	
A17	異 国 京 都 谷	異国町、益子町	E	9.10.31	
A18	モビリティリゾートもてぎ	茂木町	E	17.10.31	
A22	宇 都 宮 北 町	宇都宮市	E	14.10.31	
A23	山 本 町	茂木町	E	13.10.31	
A24	清 水 高 根 沢 ・ 御 牧 牧 場	宇都宮市、最遊市、芳井町、最遊町	E	13.10.31	
A26	異 国 ・ 二 宮	異国町	E	16.10.31	
A27	磐 田	異国町、上三川町	E	16.10.31	
A29	異 国 ・ 鬼 怒 川	益子町	E	16.10.31	
A30	京 都 カ ン ト リ ー ク ラ ブ	益子町	E	11.10.31	
A32	新 宇 都 宮 中 心 リンク	那須烏山市、市井町	E	13.10.31	
A33	伊 豆 半 島 京 都 リンク倶楽部	伊豆市	E	13.10.31	
A36	大 井 郷	大井町	E	15.10.31	
A37	松 崎	芳井町	E	15.10.31	
A38	芳 井 上 与 能	芳井町	E	15.10.31	
A40	芳 井 城 関 寺	芳井町	E	15.10.31	
A41	エスゴルフ倶楽部茂木コース	茂木町	E	15.10.31	
A43	ウダツタ（樹）及木試験場	茂木町	E	15.10.31	
A44	ロイヤルカントリークラブ	茂木町	E	15.10.31	
A45	芳 井 東 部	芳井町	E	15.10.31	
A50	スーパーゴルフセンタークラブ	市井町、茂木町、益子町	E	12.10.31	
A53	山 沢 鬼 怒 川	宇都宮市、さくら市、高根町	E	15.10.31	
A54	木 橋 地 区	茂木町	E	15.10.31	
A56	芳 井 湖 水 園	茂木町	E	15.10.31	
A57	鬼 怒 川 緑 地 公 園	市井町	E	15.10.31	
A58	コ ー ス バ ッ ケ ッ ト 場	宇都宮市	E	17.10.31	
A59	小 瀬	宇都宮市	E	17.10.31	
B2	最 遊 沼 山 森 田	最遊町	E	16.10.31	
B3	最 遊 沼 中 央	最遊町、正生町	E	16.10.31	

鳥獸保護区 (106箇所)

序号	名 称	所 在 地	附 属
1	日 光 鳥 島 保護區	日光市	R 15.10.31
3	塩 谷	塩谷町	R 12.10.31
4	五 十 里	日光市	日光市
5	塩 谷	那須塩原市、日光市	日光市
7	唐 沢 山	佐野市、栃木市	14.10.31
8	千 本 松	那須塩原市	16.10.31
11	小 山 山	小山市	12.10.31
12	真 山	那須塩原市	9.10.31
13	太 平・ 見 石	栃木市	9.10.31
14	萬 藤 山	益子町	9.10.31
17	雲 蔵 寺	大田原市	9.10.31
18	羽 黒 山	宇都宮市	15.10.31
19	高 原 山	日光市	10.10.31
20	井 根 山	宇都宮市、真岡市、芳賀町	10.10.31
21	三 公 園	佐野市、栃木市	11.10.31
22	行 通 山	下野市	13.10.31
23	園 分 寺	足利市	12.10.31
24	高 根 沢	高根沢町	12.10.31
25	大 田 原 山	大田原市	12.10.31
26	宇 都 宮 野 宮	宇都宮市	12.10.31
27	野 宮 水 道 山	宇都宮市	13.10.31
28	大 田 原 溝	大田原市、那須町	14.10.31
29	尾 呂 山	那須町	14.10.31
30	矢 / 目 出 山	那須町	14.10.31
31	龍 沼 岩 山	那須町	15.10.31
32	野 木 山	野木町、小山市	15.10.31
33	岩 崎	佐野市	15.10.31
36	大 沢 沢	日光市	16.10.31
37	芦 野・伊 王 野	那須町	17.10.31
38	真 利	那須町(河)	17.10.31
39	瑞 穂 野 中 学 校	宇都宮市	10.10.31
40	栗 山 中 学 校	日光市	12.10.31
42	富 屋 小 学 校	宇都宮市	13.10.31
43	大 内 東 小 学 校	真岡市	13.10.31

■ 次の事項を守り、事故防止とマナーの向上に努めましょう。

- ・銃器は正しく取り扱ひましょう。
 - ・使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
 - ・使用する銃と弾薬に適合する銃剣や弾丸を選定すること。
 - ・酒類を飲み過ぎて手に力まないこと。
 - ・他人の命をおきりにして行かないこと。
 - ・銃を撃つとき必ず安全な場所から、銃口は人畜、建物、車、船など危険の生ずるおそれのある方向に向けないこと。
 - ・射撃の重要性の要する箇所または目標を定め、取組むこと。
 - ・銃に安全装置をかけたといっても安心しないこと。
 - ・水平姿勢は絶対にしないこと。
 - ・火先を十分確かめから発砲すること。
 - ・射撃の必要がないときは、発砲を放棄すること。
 - ・銃を撃つとき必ず必要となる動作のほか、取りこみに引鉄に手を触れないこと。
 - ・危険な状況の改善をしる人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
 - ・国営林野での銃撃については、昼下校時間を避けて、十分に失礼を詫言ふこと。
 - ・国営林野内で銃撃を行うことは、事前に管轄する森林管理者へ入林届を出さなければならぬ。
- たき火や、タバコの吸いながら(山火事を起こさないよう注意しよう)。
- 銃器に関する特種法規典使用禁止区域(従来からの銃撃禁止区域)や住居が集合している地域、多数の人が集合する自然公園等が銃撃禁止区です。また、鳥獣保護区、休猟区、狩場、自然公園等保護地区、区画が明示された都市公団等、原生自然環境保全地域、社寺境内、墓域では、鳥獣の捕獲が禁止されています。
- 日没から日の出までの銃撃は禁止されています。狩猟者の地域の日の出、日没の時刻を知り得る様にして下さい。
- 農業者又は猟民が被害を防止する目的で外圍にないな施設等の作物などは、むね殺傷が必要ですが、その程度で済ませる場合は、所有者の承諾を得る土地や畑、そこの等で埋められた土地での狩猟は、占有者の許可が必要です。
- 次の捕獲方法は禁止されています。
- ・発砲、罠、毒薬、籠網、掘坑、危険な刀、危険なおとし穴の使用
 - ・ウサギなどの哺乳動物を捕獲するための罠の使用（人が操作することによってより早く確実に捕獲するための法を除く。）
 - ・計程10倍の距離以上離れた自動火器又は銃口の銃の使用
 - ・航行中の飛行機、滑空機の自動火器又は銃口の連発式航行中航行中の船舶、遊覧船の自動火器の使用
 - ・構造の一部として3倍以上の重量を充てることのできる弾薬のあらゆる種類の使用

- ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外をライフル銃で捕獲する。

- ① マグ、マグ・インジヤ及びヒンジカを口徑5.9ミリメートル以下の
のライフル銃に搭載すること。
② 空気呼吸装置の使用
おしの使用
とらばは使用
わなを使用して高層を捕獲すること。
わなを使用してツツ子、ワザを捕獲すること。
シカ又はイノシシを捕獲するものためにくわなを使用する場合で
あって、次の2つにも該当するものとして、
輪の直径が12cmを超えるもの（ただし、一部地域でシカ又はイ
ノシシを捕獲するためにのものを除く。）
細付針止め止留針が装着されていないもの
よりよい針止留針が装着されているもの
ワイヤーの直径が4mm未満のもの
シカ、イノシシ以外の動物を捕獲するためにくわなを使用する
場合であって、次の1つにも該当するものとして、
・輪の直径が12cmを超えるもの
・細付針止め止留針が装着されていないもの
・よりよい針止留針が装着されているもの
※法の改正により、平成28年05月15日から、馬矢だけでなく犬
糞やスズクボウなどの排泄物も禁止されています。
- ③ キジの使用
3個以上のものを同時に使用すること。
・標識をつけないで用又はなく用を使用すること。
・標識をつけないで用すること。
・馬矢につけること。そのときよりよい針止留針のもの
・大に釣つてくるものより馬矢の動きを止め又は鈍らせ、法定罰法以
外の方法により捕獲すること。
・マヤマリ及びメダリの捕獲をするため、テレフーコー等電気監視
機器を使用すること。
- 狩猟者による事故又は怪人の見える場所に着け、狩猟者登録証を
携帯して歩くなど、土地の所有者、警察保護管理員、国や県の権限あ
る者が、これを狩猟者登録証の所持、承認したものと見做すことは
できません。
- 狩猟者登録証及び狩猟資格書は、狩猟の期間が満了した日から 30 日
以内、公安委員会及び行政庁に返納しなければならない。満了しないときは
狩猟者の住所の所在地等に変更が生じたときは、公安委員会、市町村、県の
権限、状況および審判所または捕獲報告書と併せて提出しなければなら
ない。この旨をお知らせします。

捕獲報告書の提出について-

- 報告書は、狩猟の期間が満了した日から30日以内に、登録証の交付を受けた行政庁へ提出してください。
報告は、登録証の裏面ではなく、別にお渡しした「捕獲報告書」に記入して提出してください。
報告しただいたデータは、鳥獣の生息状況の貴重な資料となります。正確な報告に御協力ください。
捕獲報告書は、捕獲がなくても、その旨記入の上提出してください。

報告書の書き方

- 捕獲場所は、市町村名、この地図(裏面)のメッシュ番号、区画内での位置(1羽)ごとに×印で記入してください。
- 鳥獣名は正確な鳥獣名を記載し、「カモ類」、「カラス他」といったまとめで記入してください。
- 記入例** 左下の地図の×印の場所で散弾銃を使用して、マガモを1羽(計3羽)捕獲したときは、右下のように記入してください。



捕獲した鳥獣の放置等の禁止について

- 鳥獣の捕獲等をした者は、以下の場合等を除き、捕獲等をした場所にその鳥獣を放置することが禁止されています。
- 地形、地質、積雪等のために適切に処理することが困難と認められる場合
 - 狩猟者に過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を知ることができない場合
 - 生態系に影響を及ぼすことが軽微である場合

ニホンジカの捕獲数制限の解除について

- 法令の改正により、平成29(2017)年度の獵期からニホンジカの捕獲数制限が解除され、オス・メスともに数の制限なく捕獲できるようになりました。

ニホンジカとイノシシの狩猟規制緩和について

- ニホンジカとイノシシについては狩猟期間が延長されている地域があります。なお、平成30(2018)年度の猟期から、延長期間地域等が変更されていますので、裏面の下方の位置図で確認してください。

鉛散弾の使用禁止区域について

- 鬼怒川・渡良瀬川の沿岸区域のほぼ全面(指定無法(鉛散弾)禁止区域)で、鉛散弾による狩猟は禁止されています。軟鉄やビスマスなど、鉛以外の散弾を使用してください。

—栃木県で鳥獣行政を取り扱っている機関—

機関名	管轄区域	所在地 電話番号
関西 環境科学事務所	廣州市 日南市	F321-1263 日南市内11-9 TEL 0283-21-1176
関東 環境科学事務所	宇都宮 茂市 三上川 芳賀町 足利市 茂市 三上川 芳賀町	F321-4305 足利市内11-1 TEL 0261-81-0001
東北 環境科学事務所	大田原市 那須塩原市 那須塩原市 那須郡 那珂川町	F234-0056 那須塩原市内2-2828 TEL 0282-3-6363
中部 環境科学事務所	足利市 越前市 依田町 小山市 J野市 玉生町 野木町	F327-8503 足利市内11-1 TEL 0283-23-1441
北关 環境科学事務所	矢野郡 さくら町 徳谷町 沼津市 沼津市	F329-2163 矢野郡内40-2022 TEL 0287-43-0427
自然環境課	県内全域	F320-5501 沼津市内11-120 TEL 0283-326-326

※栃木県では財源確保のため、広告を掲載しています。

栃木県ライフル射撃場

東北自動車道宇都宮ICより約10分(約6km)

大口屋ラフ・スラッグ射撃場 移動時間のあり

5. 5mm 弾の空気銃	3時間 1200円
7. 62mm弾の空気銃	3時間 2700円
ライフル	3時間 3300円
スラッグ	3時間 3700円

栃木県宇都宮市新町2-1067
TEL 028-898-7791
月曜定休日(祝日の場合は当日休業)
<http://www.tochigi-irifle.com/>

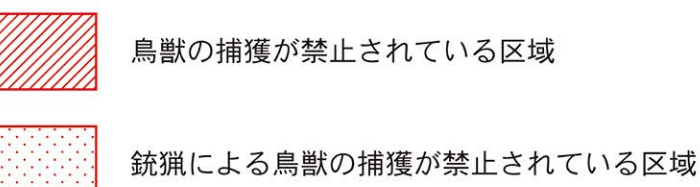
移動時間の短縮で実弾射撃の練習を！

栃木県宇都宮市射撃場2号館3Fに
大口屋射撃場があり、20mm、23mm
ハンター・ライフルの二銃場をお持ち
していただきます



民の森（矢板市）付近規制区

県民の森では、条例により鳥獣の捕獲が禁止されています。鳥獣保護区に指定されていない場所であっても、県民の森では鳥獣の捕獲ができないのでご注意ください。



狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域

序号	名 称	所 在 地	R 值
1	北 高 原 山 野 禽 禁 猎 禁 止 区 域	大安市、郭尔旗镇市	≥ 12
2	南 古 峰 林	佳木斯市	≥ 12
3	大 青 峰 林	佳木斯市	≥ 12
4	古 青 峰 林	嫩江市	≥ 12
5	前 日 光	嫩江市、日安市	≥ 12
6	西 日 光	嫩江市	≥ 12
7	峡 虎 崖	郭尔旗镇市	≥ 12
8	寺 虎 崖	嫩江市	≥ 12
9	襄 日 光	日安市	≥ 12
10	茂 木 市	茂木市	≥ 12
11	高 陵 山	益子町	≥ 12
12	鹿 鹿 山	郭尔旗镇市	≥ 12

指定獵法（鉛散彈）禁止区域

番 号	名 称	所 在 地	期
1	鬼 怒 川 指定湧法禁止区域	宇都宮市、日光市、小山市、 真岡市、さくら市、下野市、 上三川町、塩谷町、高根沢町	無期
2	渡 良 瀬 川	足利市、佐野市、栃木市	無期

●塩ビくくり罟【板ばね式】



「踏板方式」により捕獲！！

中田式野獸捕獲檻 製造・販売
有限会社 中田研磨工業
代表取締役 中田 雅江

〒326-0004 栃木県足利市津町町995
TEL:0284-42-4702
FAX:0284-42-4711
e-mail:hakoori_nakada@ti.wakwak.com

※栃木県では財源確保のため、広告を掲載しています。